

## 令和 8 年度

### 第 1 回 鹿嶋市立学校制服・体操服デザイン等検討委員会

#### 次第

日時：令和 8 年 9 月 11 日（金）9 時 30 分

場所：鹿嶋市役所 3 階 会議室 305

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 委員長・副委員長の選出
- 5 議事
  - （1）制服・体操服検討にかかる経緯や課題について
  - （2）デザイン変更の時期について
  - （3）児童生徒・保護者へのアンケート調査について
  - （4）その他
    - ・今後のスケジュール
- 6 閉会

令和8年度 鹿嶋市鹿嶋市立学校制服・体操服デザイン等検討委員会 名簿

【任期】 令和8年9月11日から令和10年3月31日まで

|    | 氏 名 | 所属・役職等                    | 備考       |
|----|-----|---------------------------|----------|
| 1  |     | 鹿島小学校PTA                  | 鹿野中学校区代表 |
| 2  |     | 鉢形小学校PTA                  | 平井中学校区代表 |
| 3  |     | 三笠小学校PT                   | 鹿島中学校区代表 |
| 4  |     | 中野東小学校PTA                 | 大野中学校区代表 |
| 5  |     | 高松中学校PTA                  | 高松中学校区代表 |
| 6  |     | 鹿島小学校 校長                  |          |
| 8  |     | 高松小中学校 校長                 |          |
| 7  |     | 豊津小学校 教頭                  |          |
| 9  |     | 高松中学校 教頭                  |          |
| 10 |     | 鉢形小学校 教諭（教務主任）            |          |
| 11 |     | 鹿野中学校 教諭（教務主任）            |          |
| 12 |     | 鹿嶋市教育委員会事務局<br>教育指導課 課長補佐 |          |

事務局

|   |  |                       |  |
|---|--|-----------------------|--|
| 1 |  | 教育委員会事務局<br>参事兼総務就学課長 |  |
| 2 |  | 総務就学課課長補佐             |  |
| 3 |  | 総務就学課主事               |  |

## 鹿嶋市立学校制服・体操服デザイン等検討委員会 設置要綱

### 1. 設置目的

本委員会は、児童・生徒にとって機能的かつ経済的であり、かつ多様性や現代の社会情勢に適合した制服・体操服のデザインおよび着用ルールについて検討を行い、より良い学校生活環境の整備に資することを目的とする。

### 2. 検討事項

- (1) 中学校の制服や小中学校の体操服の現状分析および課題の抽出
- (2) 中学校の制服や小中学校の体操服の機能性および安全性の検証
- (3) ジェンダーレス対応，気候変動（暑さ対策等）を考慮したデザインの検討
- (4) 着用ルール（選択制の導入，TP0 に応じた着用等）の策定
- (5) 保護者負担の軽減および経済性への配慮
- (6) その他，検討が必要と認められる事項

### 3. 委員の構成

委員会は、以下の委員をもって構成する。

- (1) 教職員の代表者（小中学校の校長，教頭，教務主任等）
- (2) PTA または学校保護者の代表者
- (3) 教育委員会事務局教育指導課職員
- (4) その他教育長が適当と認める者

### 4. 任期

委員の任期は、検討委員会が設置された日から令和10年3月31日までとする。

ただし、委員が転任、退職、その他やむを得ない理由により任期途中で辞任した場合、後任の委員は、前任者の残任期間をもってその任期とする。

### 5. 会長および副会長

- (1) 委員会に会長および副会長を置く。
- (2) 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- (3) 会長は委員会を主宰し、会務を総括する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### 6. 会議の運営

- (1) 会議は会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱任命後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長が欠けたときの会議は教育長が招集する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

## 7. 庶務

委員会の庶務は，教育委員会事務局総務就学課において処理する。

## 8. その他

この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，会長が委員会に諮って定める。

## 9 附則

この要綱は，令和8年7月1日から施行する。

## 5 議事

### (1) 制服・体操服検討にかかる経緯や課題について

#### 1. 制服・体操服の意義と今回の見直しの位置づけ

制服や体操服は、家庭間の経済格差による見た目の違いをなくし、全ての児童生徒が平等に学習できる環境を整える上で重要な役割を担っています。制服は、毎朝の服選びの負担軽減や「オン・オフ」の切り替え、登下校時の防犯・安全性に寄与し、体操服は運動時の怪我防止や衛生環境の維持に不可欠です。

これらは教育の機会均等や心身の健やかな成長を支える基盤ですが、社会情勢の変化に伴い、以下のような構造的な課題が顕在化しており、時代のニーズに合わせた見直しが求められています。

#### 2. 制服に関する現状と課題

##### ①ジェンダー平等の対応困難

従来の「学ラン」「セーラー服」という性別によって異なるデザインでは、多様性への配慮や、性別にとらわれない選択肢の確保（女子のスラックス着用など）が困難となっています。

##### ②学校ごとのデザインのバラつき

特にセーラー服等において学校ごとに異なるデザインが採用されているため、効率的・公平な運用・管理（お下がり）の観点や学校による価格差などの課題があります。

##### ③気候変動（猛暑）への対応の限界

近年の記録的な猛暑や気候変動に伴い、夏服における従来のワイシャツやブラウスは、暑さ対策の観点から着用される機会が大きく減少しており、実態にそぐわなくなっています。

#### 3. 体操服に関する現状と課題

##### ①小中学校間の不連続と経済的負担

小中学校ごとにデザインが異なるため、小学校で使用していたジャージや体操服を中学校で継続して使い回すことができず、保護者の経済的・心理的な負担となっています。

##### ②「学年カラー」による譲り渡しの制限

中学校では学年ごとに色分け（ジャージのライン等）されているケースが多く、使用期間が限られるため、兄弟間や近所・友人間での譲り渡し（お下がり）が制限されています。

##### ③素材・機能性（透け問題）の課題

白い半袖シャツを着用している学校が多く、汗をかいた際の「下着の透け」など、多感な時期の児童生徒におけるプライバシーや防犯上の大きな懸念材料となっています。

#### ④氏名表示による個人情報保護の課題

従来の体操服は外側に氏名が大きく表示される仕様が多く、登下校時や学校外での活動時における不審者対策などの個人情報保護・防犯上のリスクが指摘されています。

#### (2) デザイン変更の時期について

これまでの経緯や浮き彫りとなった課題を踏まえ、本市における制服および体操服の刷新に向けた具体的な方向性と、その変更時期（タイムスケジュール）について、以下の通り提案いたします。

#### 1. デザイン変更の時期および方針（いつ、どのように変えるか）（案）

##### ①最短「令和11年4月」からの新デザイン一斉導入

新しい制服・体操服は、最短で令和11年4月からの運用開始を目指します。

市内全体で大量に製造・流通させる必要があるため、製造メーカーや各販売店が十分な準備期間を確保できるよう、ある程度の期間を設けて計画的に進めます。

##### ②各販売店の在庫状況への配慮

事前の聞き取り調査により、制服等については約2年間の猶予があれば在庫整理や移行への対応が可能であるとの見解があります。販売店やメーカーの経営的リスク（在庫のデッドストック化）を最小限に抑える配慮を行います。

##### ③制服と体操服の「同時変更」

生徒や保護者の経済的・心理的な負担や、学校現場の混乱を防ぐ観点から、制服と体操服のデザイン変更時期は「同じ時期（令和11年4月）」に統一して実施します。

#### ④2年間の移行期間の設定

導入にあたり、令和11年4月以降も当面の間（約2年間）は、旧デザインの制服・体操服の着用も認める移行期間を設定します。そのため、校内において新デザインと旧デザインの制服・体操服を着用する児童生徒が混在する状況となります。

| 時期      | 中学1年生 | 中学2年生 | 中学3年生 |
|---------|-------|-------|-------|
| 令和11年4月 | 新デザイン | 旧デザイン | 旧デザイン |
| 令和12年4月 | 新デザイン | 新デザイン | 旧デザイン |
| 令和13年4月 | 新デザイン | 新デザイン | 新デザイン |

#### 2. 制服の刷新に関する方向性（どう変えるか）（案）

##### ①ジェンダー平等（ブレザータイプの導入）

従来の性別による固定観念を解消し、すべての生徒が心理的・身体的負担なく着用できるよう、ジェンダー平等に配慮した「ブレザータイプ」へと全面的に変更します。

## ②市内全中学校における「デザインの統一」

現在学校ごとに異なっている制服のデザインを、市内全中学校で統一します。これにより、学校間の不公平感をなくし、家庭・友人間の譲り渡し（お下がり）を容易にするなど、経済的負担の軽減を図ります。

なお、学校ごとの特色や個性を残したい場合は、制服本体のデザインではなく、「ネクタイやリボン等のワンポイント小物」で変化を持たせる形が考えられる。

## 3. 体操服の刷新に関する方向性（どう変えるか）

### ①市内小中学校における「一貫・統一デザイン」

小学校と中学校で異なるデザインとなっていた体操服を、市内小中学校を通じて統一・連動したデザインとします。これにより、小学校から中学校への進学時における買い替え負担を軽減します。また、中学校で導入されていた「学年カラー（ジャージのライン色等）」も廃止し、長期間にわたるお下がりの活用を促進します。

### ②素材・仕様の改善（透け防止、寒暖対策）

多感な時期のプライバシー保護や衛生面の観点から、汚れが目立ちやすく下着の透けが懸念されていた従来の「白い半袖シャツ」を廃止し、「紺色などの透けにくいカラーの半袖シャツ」へ変更します。

また、体温調整がしやすい素材の導入を促進します。

### ③個人情報保護・防犯面の配慮（氏名非表示化）

登下校時や学校外における不審者対策、プライバシー保護の観点から、体操服の外側には氏名を表示しない仕様へと見直します（内側への表記や着脱式名札の活用等を検討）。

## 4. 特記事項

### ①鹿島中の体操服のデザイン変更時期

令和9年4月から鹿島中の体操服デザインが大きく変わりました。変わったばかりのデザインをすぐ変えることに課題があるため、鹿島中の体操服に関しては「令和12年4月」から市内統一されたデザインの体操服に変えていきます。

| 時期      | 小学6年生 | 中学1年生 | 中学2年生 | 中学3年生 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 令和11年4月 | 新デザイン | 旧デザイン | 旧デザイン | 旧デザイン |
| 令和12年4月 | 新デザイン | 新デザイン | 旧デザイン | 旧デザイン |
| 令和13年4月 | 新デザイン | 新デザイン | 新デザイン | 旧デザイン |
| 令和14年4月 | 新デザイン | 新デザイン | 新デザイン | 新デザイン |

### ②鹿野中の体操服のデザイン変更時期

令和9年4月から鹿野中の体操服の生地が変わりました。デザインが大きく変わったモノ

ではないので、鹿野中は他の学校と同一に「令和 11 年 4 月」から新デザインの体操服に変更とします。

【議事】(3) 児童生徒・保護者へのアンケート調査について

対象者：①市立小中学校に在籍する小学 4 年生から中学 3 年生まで（約 3,000 名）

②市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者（約 3,000 名）

③市立小中学校に勤務する職員（約 500 名）

実施時期：9 月下旬から 10 月上旬（2 週間程度）

実施方法：オンライン入力フォームにて回答

質問内容：別紙資料参照

【議事】(4) その他

・経過と今後のスケジュール

令和 7 年 11 月 市内販売店への聞き取り（継続的に訪問し、進捗状況を報告）

令和 8 年 6 月 変更時期について庁内、教育会で内部的な協議

9 月 第 1 回検討委員会の開催（デザインを変更する時期を決定 等）

10 月 児童生徒保護者アンケート実施（制服、体操服に関する希望や課題 等）

12 月 第 2 回検討委員会の開催（制服、体操服の着衣ルールについて 等）

令和 9 年 3 月 第 3 回検討委員会の開催（業者を決めるための仕様決定 等）

5 月 仕様を公表し、プロポーザルに参加する業者を応募する。

7 月 第 4 回検討委員会の開催（プロポーザ方式で業者を決定 等）

10 月 業者から 3 つ程度の制服・体操服デザイン案を出してもらう。

市内各所（公民館等）で展示する。

デザインに関する児童生徒・保護者アンケートを実施する。

令和 10 年 1 月 第 5 回検討委員会の開催（制服のデザインを決定 等）

決定したデザインを公表する。

2 月以降 制服・体操服製造メーカーは、市内販売店に対して、取引などに関する説明会を実施する。

11 月 市内販売店は、販売予約などを開始する。

令和 11 年 4 月 新しい制服・体操服の使用が開始